

市民生活部

1 戸籍・住民基本台帳事務

(1) 人口・世帯数

令和 7 年 3 月 31 日現在

登 録 人 口	住民基本台帳	男	106,795 人	225,700 人	世 帯 数	104,772 世帯
		女	118,905 人			
	本 級	248,859 人		本 級 数	104,189 戸籍	
	印 鑑	147,058 人				

※ 平成 24 年 7 月 9 日の住民基本台帳法改正に伴い、外国人住民を含む。

(2) 届出事件数（令和 6 年度）

(住民票)

種 別	異動事由	処理件数	種 別	異動事由	処理件数
転入届	転 入	5,789	職 権 記載等	職 権 記 載	0
	未届転入	7		職 権 回 復	6
転居届	転 居	5,036		帰 化	4
転出届	転 出	6,143	職 権 消 除	87	
	国外移住	357	国 籍 喪 失	0	
世 帯 変更届	世 主 変 更	169	その 他	戸 籍 届 出	2,116
	世 帯 変 更	19		戸 籍 通 知	290
	世 帯 合 併	180		転 出 取 消	12
	世 帯 分 離	427		職 権 修 正	1,829
職 権 記載等	出 生	1,376		修 正	4,581
	死 亡	3,024		合 計	31,452

※ 「その他」の「職権修正」には、転入通知を含む。

(戸籍の附票)

種 別	件 数
記 載	22,142
消 除	2,067
計	24,209

(印鑑)

種 別	件 数
登 録	7, 133
修 正	4, 387
抹 消	7, 669
計	19, 189

(戸籍事務)

区 分		件 数	区 分		件 数
1	出 生	1, 966	19	帰 化	3
2	国 籍 留 保	15	20	国 籍 喪 失	3
3	認 知	42	21	国 籍 選 択	4
4	養 子 縁 組	138	22	外 国 国 籍 喪 失	0
5	養 子 離 縁	48	23	氏 の 変 更	38
6	法 73 条の 2・法 69 条の 2	3	24	名 の 変 更	7
7	婚 姻	2, 218	25	転 籍	757
8	離 婚	537	26	就 籍	0
9	法 77 条の 2・法 75 条の 2	244	訂正・更正 27	①市町村長職権	85
10	親権・未成年者の後見・後見監督	18		②法 24 条 2 項	5
11	死 亡	3, 976		③法 113 条・114 条	3
12	失 踪	2		④法 116 条	1
13	復 氏	7		⑤続柄の記載更正（嘱託）	2
14	姻 族 関 係 終 了	6		⑥続柄の記載更正（申出）	3
15	相 続 人 廃 除	0		計	99
16	入 籍	413	28	追 完	3
17	分 籍	79	29	そ の 他	7
18	国 籍 取 得	2	30	不 受 理 申 出	71
				計	10, 706

(3) 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステムは、市町村が管理している住民基本台帳を他の市町村や都道府県、指定情報処理機関と専用回線で結んでネットワーク化することで、全国共通の本人確認ができるシステムである。市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務

処理や、国の機関及び都道府県に対する本人確認情報の提供を行っている。これにより、法律で定められた事務について住民票の写しの添付を省略できるとともに、全国の市町村で住民票の写しを取得できるようになった。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーの付番、マイナンバーカードの交付、マイナンバーカードに搭載される電子証明書の発行等の事務にも使用されている。

○ 住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表（令和6年度）

月	広域交付 住民票の写し	特例転出入
4	20	1,412
5	30	569
6	13	423
7	18	534
8	11	415
9	15	479
10	16	407
11	19	367
12	19	390
1	26	439
2	16	531
3	20	1,981
合計	223	7,947

(4) コンビニ交付サービス

平成28年1月12日から、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで各種証明書を受け取れるサービスを開始した。

① 利用対象者

マイナンバーカード所有者で利用者証明用電子証明書を発行（カードに記録）し、その暗証番号を認定されている者

② 取り扱う証明の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、納税証明書

③ 取得可能な店舗

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、
イオン九州株式会社

④ サービス提供時間

午前6時30分から午後11時まで（12月29日～1月3日、保守点検時、店舗営業時間外を除く。）

○ 月別コンビニ交付集計表（令和6年度）

月	住民票の写し	印鑑登録証明書	所得課税証明書	納税証明書
4	3,847	2,426	350	24
5	2,791	2,574	185	19
6	3,033	2,625	996	29
7	2,908	2,560	495	24
8	2,519	2,168	576	15
9	2,693	2,529	623	17
10	2,946	2,493	379	16
11	2,660	2,294	300	21
12	2,576	2,199	186	21
1	2,960	2,711	210	31
2	3,139	2,668	218	24
3	5,332	3,448	375	33
合計	37,404	30,695	4,893	274

(5) 郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として、平成16年6月1日から実施している。

① 取扱郵便局

蓮池郵便局、北山郵便局、三反田郵便局

※佐賀嘉瀬郵便局、川久保郵便局は令和4年12月28日で終了

② 取扱日時

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（祝日、12月29日～1月3日を除く。）

③ 取り扱う証明書の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明

○ 郵便局証明書発行サービスでの交付枚数（令和6年度）

郵便局	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
蓮池	5	6	9	13	5	10	8	13	6	2	7	14	98
北山	5	8	11	2	0	1	4	0	3	4	1	1	40
三反田	2	9	5	6	2	1	2	3	2	2	2	1	37
合計	12	23	25	21	7	12	14	16	11	8	10	16	175

(6) 証明書のオンライン申請サービス

令和6年10月15日から、マイナンバーカードやスマートフォンを利用してオンラインで各種証明書を申請し、郵送により自宅で受け取れるサービスを開始した。

① 必要なもの

マイナンバーカード、スマートフォン、クレジットカード

署名用電子証明書暗証番号（6～16桁の英数字のパスワード）

② 取り扱う証明の種類

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、除籍証明書、戸籍の附票の写し、

身分証明書、独身証明書

○ オンライン申請サービス交付件数（令和6年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
住民票の写し	—	—	—	—	—	—	0	5	4	0	1	8	18
印鑑登録証明書	—	—	—	—	—	—	0	5	2	0	0	2	9
戸籍謄本	—	—	—	—	—	—	6	24	30	34	32	30	156
戸籍抄本	—	—	—	—	—	—	1	5	7	6	5	7	31
除籍謄本	—	—	—	—	—	—	7	4	7	2	8	18	46
除籍抄本	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	1	0	1
戸籍の附票	—	—	—	—	—	—	3	24	6	13	8	8	62
戸籍の附票(除票)	—	—	—	—	—	—	0	1	0	2	1	0	4
戸籍の附票(改製原)	—	—	—	—	—	—	0	0	1	3	0	0	4
身分証明書	—	—	—	—	—	—	3	5	12	12	6	8	46
独身証明書	—	—	—	—	—	—	0	6	5	6	4	5	26
計	—	—	—	—	—	—	20	79	74	78	66	86	403

2 総合窓口

(1) 概 要

平成 13 年 10 月 29 日開設

① 「届出のこと」

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。

② 「証明書のこと」

住民票の写し、戸籍、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、税証明などの証明書の交付を取り扱う。

③ 「マイナンバーカードのこと」

マイナンバーカードの申請受付・交付等を取り扱う。

(2) 火曜延長窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 12 年 10 月 3 日

① 受付時間

毎週火曜日（祝日を除く）は窓口の受付時間を 2 時間延長し、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

② 取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、マイナンバーカードの申請受付・交付等

(3) 日曜窓口サービス（本庁のみ）

開始：平成 16 年 2 月 15 日（同年 6 月 27 日まで試行。その後継続実施）

① 受付時間

毎週日曜日 午前 9 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで

② 取扱業務

戸籍の届出、住所の変更、印鑑登録、住民票の写しなどの各種証明書の発行、マイナンバーカードの申請受付・交付等

※ただし、マイナンバーカード業務については、第 3 土曜日に続く日曜日は休止

(4) 各種手数料及び取扱件数一覧（令和 6 年度）

種別	手数料（円）	件数（件）
住民票の写し	300	102,195
住民票記載事項証明書	300	1,541
印鑑登録証明書	300	61,091
戸籍謄本	450	29,735
戸籍抄本	450	5,224
広域交付戸籍謄本	450	5,508
戸籍一部事項証明書	450	10

戸籍記載事項証明書	350	3
戸籍符号	400	0
除籍謄本	750	35, 018
除籍抄本	750	354
広域交付除籍謄本	750	7, 219
除籍一部事項証明書	750	0
除籍記載事項証明書	450	0
除籍符号	700	0
受理証明	350・1, 400	342
届出証明	350	33
戸籍の附票の写し	300	15, 345
住民票閲覧	300・無料	11, 142
広域交付住民票の写し	300	223
印鑑登録証再登録	500	2, 039
転出証明書	無料	2, 327
身分証明書	300	2, 139
その他の諸証明	300・無料	1, 742
自動車臨時運行許可	750	1, 521
所得証明書	300	2, 698
課税証明書	300	787
所得課税証明書	300	16, 342
納税証明書	300	4, 371
事業所証明書	300	100
固定資産証明書	300	6, 208
合計		315, 257

※ 税証明については総合窓口取扱分のみ。

(5) キャッシュレス決済サービス

開始：令和3年3月1日（月）

窓口で交付する証明書等の手数料について、電子マネー及びクレジットカードによる支払いの取扱を開始。令和5年12月14日からは、コード決済による支払いの取扱を開始した。

(6) 戸籍の遡り予約窓口サービス（本庁のみ）

開始：令和6年10月15日（火）

相続等で過去にさかのぼって複数の戸籍等を請求される方が、スマートフォンやパソコンを使って請求内容や来庁日時を予約しておくことで、スムーズに戸籍等を受け取ることができるようになる。

3 市民サービスセンター

エスプラッツ2階に市民サービスセンターを設置し、各種証明書の発行や、県からの権限移譲により一般旅券の申請受理及び交付事務を行っている。

開始：住民票等の各種証明発行 平成19年8月1日

一般旅券の申請受理及び交付 平成19年9月1日

(1) 窓口時間

平 日 午前10時から午後6時30分まで（火曜日は午後7時まで）

日曜日 旅券の受け取りのみ可能。時間は正午から午後4時まで

閉所日 土曜日、祝日（ただし日曜日が祝日の場合は開所）、年末年始

(2) 取り扱う事務

① 一般旅券申請の受理及び交付（紛失、渡航先追加を含む。）

② 各種証明書の発行（次の証明書の発行を行っている。）

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍、除籍、身分証明書、戸籍の附票の写し、納税証明書（軽自動車、国民健康保険税に関する証明は除く。）、所得課税証明書、完納証明書、固定資産証明書、事業所証明書

③ マイナンバーカードの交付（令和3年1月から開始）

○ 市民サービスセンター旅券申請件数及び証明書発行件数（令和6年度）

月	旅券申請	戸籍	住民票等	印鑑登録 証明書	諸証明	税証明
4	503	416	180	68	11	94
5	545	474	164	57	12	62
6	574	444	173	43	10	112
7	642	423	108	41	4	81
8	601	449	114	53	2	82
9	499	358	136	50	8	62
10	446	420	139	60	3	70
11	422	342	109	46	5	45
12	350	350	108	41	10	49
1	488	381	118	54	31	4
2	423	338	121	43	5	25
3	528	350	159	64	6	53
合計	6,021	4,745	1,629	620	107	739

4 市民相談

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

◎ 本庁 1階市民相談コーナーでの相談

令和 7 年 4 月 1 日現在

相 談 名	開 催 日 時	担 当	相 談 内 容
一 般 相 談	月～金曜日 9:00～16:30	市民相談コーナー	日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
法 律 相 談	毎週木曜日 13:30～15:30 ※第1・3木曜日は 10:00～12:00 も実施	佐賀県弁護士会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、離婚、消費者金融等の金銭貸借など
人権・心配ごと 相 談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐賀県人権擁護 委員連合会	人権を侵害されたと思われる相談、日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
税 務 相 談	第1・3水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会 佐賀支部	所得税、法人税、贈与税などの手続き全般
土 地 建 物 相 談	第2・4月曜日 13:30～16:30	佐賀県宅地建物 取引業協会	借地、借家などの契約及び苦情全般
行 政 相 談	第1・2金曜日 13:30～16:00	行政相談委員	役所や特殊法人などに関する相談
行政書士による 相 談	第4金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会 佐賀支部	官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成にかかる相談
司法書士による 相 談	第4水曜日 13:30～16:30	佐賀県司法書士会 佐賀支部	登記や供託の手続、法務局等に提出する書類作成に関する相談
土地家屋調査士 に よ る 相 談	第3月曜日 13:30～16:30	佐賀県土地家屋 調査士会	土地、建物の表題登記や境界問題に関する相談

◎ 支所での相談

令和7年4月1日現在

支所名	相談名	開催日時	場所
諸富	人権・行政相談	毎月第4金曜日 13:30~15:30	佐賀市産業振興会館
大和	法律相談	偶数月第2木曜日 13:30~15:30	大和支所
	人権・行政相談	毎月第3木曜日 10:00~12:00	
富士	人権相談	偶数月第4水曜日 10:00~12:00	富士支所
	行政相談	毎月第4水曜日 10:00~12:00	
三瀬	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:30~11:30	三瀬公民館
川副	法律相談	奇数月第2木曜日 13:30~15:30	川副支所
	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9:30~11:30	
東与賀	人権・行政相談	毎月第3水曜日 13:30~15:30	東与賀支所
久保田	人権相談	毎月第1木曜日 10:00~12:00	久保田公民館
	行政相談	毎月第2水曜日 10:00~12:00	

◎ 本庁での相談・案内等件数

相談の種類	一般相談	特別相談								その他			合計
		法律相談 (大和・川副支所含む)	人権・心配ごと相談	税務相談	土地建物相談	行政相談	行政書士による相談	司法書士による相談	土地家屋調査士による相談	合案	総内	交通災害共済加入申込	交通系I Cカード取扱
R 5	3,114	466	110	112	57	7	8	140	23	117,204	60	171	121,472
R 6	3,151	458	65	121	53	5	10	125	17	174,362	62	251	178,680

5 つくし斎場

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市金立町大字金立 1197 番地 465
 ② 敷地面積 5,787 m²
 ③ 延床面積 1,336.48 m²
 ④ 建物構造 鉄筋コンクリート 2 階建
 ⑤ 施設内容
 ア 待合棟
 1 階 ホール、待合室(5 室)、事務室、応接室、湯沸室、便所、機械室
 2 階 ホール、待合室(2 室)、湯沸室、便所
 イ 火葬棟
 受付、ホール、炉前室、拾骨室(3 室)、遺体安置室、作業室、電気室、
 火葬炉 7 基(1 炉 1 再燃焼炉付)、作業員控室
 ウ 駐車場
 45 台収容
 ⑥ 着工及び竣工 昭和 54 年 2 月 24 日着工 昭和 55 年 3 月 15 日竣工
 ⑦ 業務開始 昭和 55 年 4 月 1 日
 ⑧ 事業費 3 億 8,300 万円

(2) 使用料

令和 7 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬 (1 体につき)	市内居住者	市外居住者
大人	6,500 円	60,000 円
子ども (10 歳以下)	4,600 円	40,000 円
死産児	3,300 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬 (1 体につき)	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大人	6,500 円	4,600 円
子ども (10 歳以下)	4,600 円	2,600 円
③ 身体の一部等の焼却	10 kg まで	10 kg を超え 1 kg 増すごとに
	1,300 円	130 円
④ 遺体安置室 (24 時間以内) の使用	市内居住者	市外居住者
	1,300 円	5,200 円

(3) 利用状況 (令和 6 年度)

区分		件 数	区分		件 数
大人	市 内	2,235 件	死産児	市 内	25 件
	市 外	47 件		市 外	3 件
子ども	市 内	4 件	身体の一部等		17 件
	市 外	1 件	安置室 使用		126 件

6 川副葬祭公園

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市川副町大字犬井道 5722 番地
② 敷地面積 2,494.70 m²
③ 延床面積 176 m²
④ 建物構造 鉄骨平屋建
⑤ 施設内容
玄関ホール、休憩室（2室）、事務室、湯沸室、便所、炉前ホール、機械室、作業室、火葬炉2基、駐車場（20台収容）
⑥ 着工及び竣工 昭和51年12月20日着工 昭和52年3月31日竣工
⑦ 業務開始 昭和52年6月1日
⑧ 事業費 6,250万円

(2) 使用料

令和7年4月1日現在

① 遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	5,000円	60,000円
子ども（12歳未満）	3,000円	40,000円
死産児	2,000円	20,000円
② 改葬遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
	2,000円	10,000円
③ 身体の一部等の焼却	市内居住者	市外居住者
	2,000円	10,000円

(3) 利用状況（令和6年度）

区分		件 数	区分		件 数
大人	市 内	253 件	死産児	市 内	0 件
	市 外	3 件		市 外	0 件
子ども	市 内	0 件	身体の 一部等	市 内	0 件
	市 外	0 件		市 外	0 件

7 東与賀火葬場

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市東与賀町大字田中 172 番地 3
 ② 敷地面積 997.06 m²
 ③ 延床面積 167.09 m²
 ④ 建物構造 鉄筋コンクリート平屋建
 ⑤ 施設内容 待合室（和室・ロビー）、拾骨室、炉前ホール、湯沸室、便所、倉庫、作業員控室、火葬炉 1 基、駐車場
 ⑥ 着工及び竣工 昭和 61 年 12 月 10 日着工 昭和 62 年 4 月 25 日竣工
 ⑦ 業務開始 昭和 62 年 5 月 1 日
 ⑧ 事業費 5,318 万円

(2) 使用料

令和 7 年 4 月 1 日現在

① 遺がいの火葬（1 体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	6,000 円	60,000 円
子ども（10 歳以下）	4,500 円	40,000 円
死産児	3,000 円	20,000 円
② 改葬遺がいの火葬（1 体につき）	死亡後 3 年未満	死亡後 3 年以上
大人	6,000 円	4,000 円
子ども（10 歳以下）	4,500 円	2,500 円
③ 身体の一部等の焼却	10 kg まで	10 kg を超え 1 kg 増すごとに
	1,000 円	100 円
④ 遺体安置室（24 時間以内）の使用	市内居住者	市外居住者
	1,000 円	4,000 円

(3) 利用状況（令和 6 年度）

区分		件 数	区分		件 数
大人	市 内	377 件	死産児	市 内	1 件
	市 外	2 件		市 外	0 件
子ども	市 内	0 件	身体の一部等		1 件
	市 外	0 件	安置室 使用		0 件

8 市税

(1) 市税の一覧

区分 税目	課税客体・納税義務者	申告書等提出期限	納期等
	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人（均等割、所得割） 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの（均等割） 	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日 異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日 	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通徴収 第1期 6月1日～6月末日 第2期 8月1日～8月末日 第3期 10月1日～10月末日 第4期 12月1日～12月28日 特別徴収 月割額を徴収した月（6月から翌年5月までの月）の翌月10日
市民税	<p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） 市内に寮、宿泊所等を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所を有する公益法人等で収益事業を行わないもの（均等割） 市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者（法人税割） 	<p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間申告 事業年度開始日から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 確定申告 事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内（提出期限の特例あり） 	(法人) ・申告書の提出期限
固定資産税	<p>土地 家屋 償却資産</p> <p>} 当該固定資産の所有者</p>	<p>・償却資産 1月31日</p>	<p>・第1期 5月1日～5月末日 ・第2期 7月1日～7月末日 ・第3期 9月1日～9月末日 ・第4期 11月1日～11月末日</p>
軽自動車税 (環境性能割)	<p>3輪以上の軽自動車の取得者</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車の燃費性能などに応じて、取得された車両（取得価額50万円を超えるもの）に対して課税 		<p>・軽自動車の登録（届出）と併せて申告・納付</p>

賦課期日	課税標準及び税率																																		
1月1日 (個人市民税のみ)	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人市民税課税標準額=所得金額－所得控除額 個人所得割 税率=6／100 個人均等割 3,000円 																																		
	<p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人市民税課税標準額 =法人税額(国税) 法人税割 法人税額の8.4／100 (平成26年9月30日以前に始まる事業年度 分は、法人税額の 14.7／100) (平成26年10月1日から令和元年9月30日までに始まる事業年度 分は、法人税額の 12.1／100) <p>・ 法人均等割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>3,600,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	税額	資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000円	資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000円	資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの	492,000円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	480,000円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	192,000円	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	180,000円	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	156,000円	資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	144,000円	上記以外の法人等	60,000円														
法人等の区分	税額																																		
資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000円																																		
資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000円																																		
資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの	492,000円																																		
資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	480,000円																																		
資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	192,000円																																		
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	180,000円																																		
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	156,000円																																		
資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	144,000円																																		
上記以外の法人等	60,000円																																		
1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 税率=1.4／100 免税点 土地 家屋 償却資産 30万円 20万円 150万円 																																		
	<ul style="list-style-type: none"> 3輪以上の軽自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率 (自家用)</th> <th>税率 (営業用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乗用車</td> <td rowspan="3">ガソリン車・ハイブリット車等</td> <td>令和12年度燃費基準80%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準70%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.5t以下 トラック</td> <td rowspan="3">ガソリン車・ハイブリット車等</td> <td>令和4年度燃費基準105%達成</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和4年度燃費基準達成</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和4年度燃費基準95%達成</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の軽自動車(3輪以上)</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ガソリン車、ハイブリット車については、平成17年排出ガス基準値比75%低減達成車(★★★★★)または平成30年排出ガス基準値比50%低減達成車(★★★★★)に限る。</p>	区分		税率 (自家用)	税率 (営業用)	電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車		非課税	非課税	乗用車	ガソリン車・ハイブリット車等	令和12年度燃費基準80%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税	令和12年度燃費基準75%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%	令和12年度燃費基準70%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%	2.5t以下 トラック	ガソリン車・ハイブリット車等	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税	令和4年度燃費基準達成	1.0%	0.5%	令和4年度燃費基準95%達成	2.0%	1.0%	上記以外の軽自動車(3輪以上)		2.0%	2.0%
区分		税率 (自家用)	税率 (営業用)																																
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車		非課税	非課税																																
乗用車	ガソリン車・ハイブリット車等	令和12年度燃費基準80%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	非課税	非課税																															
		令和12年度燃費基準75%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%																															
		令和12年度燃費基準70%以上達成かつ 令和2年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%																															
2.5t以下 トラック	ガソリン車・ハイブリット車等	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税																															
		令和4年度燃費基準達成	1.0%	0.5%																															
		令和4年度燃費基準95%達成	2.0%	1.0%																															
上記以外の軽自動車(3輪以上)		2.0%	2.0%																																

軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2輪の小型自動車	} 所有者又は 使用者	<ul style="list-style-type: none"> 取得申告 軽自動車等の所有者等 となった日から15日以内 廃車申告 軽自動車等の所有者等 でなくなった日から30日以内 	<ul style="list-style-type: none"> 5月11日～5月末日
市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」又は「卸売業者」 		<ul style="list-style-type: none"> 毎月の販売につき翌月末日までに申告・納付 	
特別土地保有税			<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止 	
入湯税	<ul style="list-style-type: none"> 鉱泉浴場の入湯客 		<ul style="list-style-type: none"> 翌月15日までに申告・納付 	
都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内に所在する土地家屋の所有者 		<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税と同じ 	
国有資産等 所在市交付金	国・地方公共団体所有の 固定資産で貸付資産等	} 地方公共団体		<ul style="list-style-type: none"> 6月30日

4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車、小型特殊自動車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車 																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>税率(年税額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td><td>50cc (600w) 以下</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>50ccを超える90cc以下</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>90ccを超える125cc以下</td><td>2,400円</td></tr> <tr> <td></td><td>ミニカー</td><td>3,700円</td></tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用のもの</td><td>2,400円</td></tr> <tr> <td></td><td>その他のもの</td><td>5,900円</td></tr> <tr> <td>2輪の軽自動車 (125ccを超える250cc以下)</td><td></td><td>3,600円</td></tr> <tr> <td>2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)</td><td></td><td>6,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分		税率(年税額)	原動機付自転車	50cc (600w) 以下	2,000円		50ccを超える90cc以下	2,000円		90ccを超える125cc以下	2,400円		ミニカー	3,700円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円		その他のもの	5,900円	2輪の軽自動車 (125ccを超える250cc以下)		3,600円	2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000円					
区分		税率(年税額)																															
原動機付自転車	50cc (600w) 以下	2,000円																															
	50ccを超える90cc以下	2,000円																															
	90ccを超える125cc以下	2,400円																															
	ミニカー	3,700円																															
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円																															
	その他のもの	5,900円																															
2輪の軽自動車 (125ccを超える250cc以下)		3,600円																															
2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000円																															
<ul style="list-style-type: none"> 3輪以上の軽自動車 																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="3">税率(年税額)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両</th> <th>平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両</th> <th>新規検査から13年を経過した車両(逐年重課)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">3輪(排気量660cc以下)</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">4輪(排気量660cc以下)</td><td>乗用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td></tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td></tr> <tr> <td rowspan="5">4輪(排気量660cc以下)</td><td>貨物</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td></tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分		税率(年税額)					平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	新規検査から13年を経過した車両(逐年重課)	3輪(排気量660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円	4輪(排気量660cc以下)	乗用	5,500円	6,900円	8,200円	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	4輪(排気量660cc以下)	貨物	3,000円	3,800円	4,500円	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
区分		税率(年税額)																															
		平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	新規検査から13年を経過した車両(逐年重課)																													
3輪(排気量660cc以下)		3,100円	3,900円	4,600円																													
4輪(排気量660cc以下)	乗用	5,500円	6,900円	8,200円																													
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円																													
4輪(排気量660cc以下)	貨物	3,000円	3,800円	4,500円																													
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円																													
	<p>※動力源又は内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン・電力併用の軽自動車及び被けん引車は重課の対象外</p>																																
	<ul style="list-style-type: none"> 3輪以上の軽自動車(グリーン化特例(軽課)適用後)　※基準達成車両(新車に限る。)取得の翌年度分のみ 																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="3">税率(年税額)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>約25%軽減</th> <th>約50%軽減</th> <th>約75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">3輪(排気量660cc以下)</td> <td></td> <td></td> <td>1,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">4輪(排気量660cc以下)</td><td>乗用</td> <td>5,200円</td> <td>3,500円</td> <td>1,800円</td></tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td></td> <td>2,700円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">4輪(排気量660cc以下)</td><td>貨物</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td></tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td></td> <td>1,300円</td></tr> </tbody> </table>	区分		税率(年税額)					約25%軽減	約50%軽減	約75%軽減	3輪(排気量660cc以下)				1,000円	4輪(排気量660cc以下)	乗用	5,200円	3,500円	1,800円	自家用			2,700円	4輪(排気量660cc以下)	貨物	3,000円	2,000円	1,000円	自家用		
区分		税率(年税額)																															
		約25%軽減	約50%軽減	約75%軽減																													
3輪(排気量660cc以下)				1,000円																													
4輪(排気量660cc以下)	乗用	5,200円	3,500円	1,800円																													
	自家用			2,700円																													
4輪(排気量660cc以下)	貨物	3,000円	2,000円	1,000円																													
	自家用			1,300円																													
	<ul style="list-style-type: none"> グリーン化特例(軽課)の適用は、令和7年3月までに取得した車両に限る。 																																
	<ul style="list-style-type: none"> 壳渡本数1,000本につき6,552円 																																
	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊する者　1人1泊につき150円 																																
1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 税率=0.25／100 																																
	<ul style="list-style-type: none"> 算定標準額の1.4／100 ※法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格 																																

(2) 市税の調定状況

(単位 : 円, %)

科目	年度区分	令和5年度		令和6年度	
		調定額	対前年比	調定額	対前年比
市民税	個人	現年分	12,404,733,910	102.9	11,740,937,254
		繰越分	120,910,853	117.0	140,563,201
		小計	12,525,644,763	103.0	11,881,500,455
	法人	現年分	2,357,526,260	83.2	2,824,885,840
		繰越分	17,864,364	93.8	18,951,577
		小計	2,375,390,624	83.3	2,843,837,417
	合計		14,901,035,387	99.3	14,725,337,872
					98.8
固定資産税	現年分		13,066,256,800	102.5	13,293,502,200
	繰越分		163,044,322	92.0	131,540,629
	小計		13,229,301,122	102.4	13,425,042,829
	交付金		121,248,900	108.0	122,517,300
	合計		13,350,550,022	102.5	13,547,560,129
軽自動車税	環境性能割		33,788,100	94.7	49,562,600
	種別割	現年分	792,587,000	102.6	809,928,400
		繰越分	10,627,924	104.5	12,357,993
	合計		837,003,024	102.2	871,848,993
					104.2
市たばこ税	現年分		1,734,570,234	101.0	1,715,862,764
	繰越分		0	-	0
	合計		1,734,570,234	101.0	1,715,862,764
入湯税	現年分		14,316,900	103.4	15,699,150
	繰越分		0	-	0
	合計		14,316,900	103.4	15,699,150
都市計画税	現年分		1,425,383,300	102.5	1,459,601,100
	繰越分		17,603,828	91.8	14,297,434
	合計		1,442,987,128	102.4	1,473,898,534
総計	現年分		31,950,411,404	100.9	32,032,496,608
	繰越分		330,051,291	100.4	317,710,834
	合計		32,280,462,695	100.9	32,350,207,442
					100.2

(3) 市税の決算状況

(単位：円、 %)

科目	年度区分	令和5年度			令和6年度			
		収入額	収納率	対前年比	収入額	収納率	対前年比	
市民税	個人	現年分	12,330,839,503	99.4	102.9	11,660,149,209	99.3	94.6
		繰越分	46,030,604	38.1	108.9	45,559,473	32.4	99.0
		小計	12,376,870,107	98.8	102.9	11,705,708,682	98.5	94.6
	法人	現年分	2,351,519,201	99.8	83.1	2,819,701,700	99.8	119.9
		繰越分	2,155,146	12.1	84.2	7,219,412	38.1	335.0
		小計	2,353,674,347	99.1	83.1	2,826,921,112	99.4	120.1
	合計		14,730,544,454	98.9	99.1	14,532,629,794	98.7	98.7
	現年分		13,022,156,020	99.7	102.5	13,243,624,390	99.6	101.7
	繰越分		66,146,341	40.6	217.1	30,470,834	23.2	46.1
固定資産税	小計		13,088,302,361	98.9	102.8	13,274,095,224	98.9	101.4
	交付金		121,248,900	100.0	108.0	122,517,300	100.0	101.0
	合計		13,209,551,261	98.9	102.8	13,396,612,524	98.9	101.4
	環境性能割		33,788,100	100.0	94.7	49,562,600	100.0	146.7
	種別割	現年分	786,671,892	99.3	102.4	802,538,274	99.1	102.0
		繰越分	2,949,165	27.8	84.5	3,323,411	26.9	112.7
軽自動車税	合計		823,409,157	98.4	102.0	855,424,285	98.1	103.9
	現年分		1,734,570,234	100.0	101.0	1,715,862,764	100.0	98.9
	繰越分		0	-	-	0		-
	合計		1,734,570,234	100.0	101.0	1,715,862,764	100.0	98.9
入湯税	現年分		14,316,900	100.0	103.4	15,699,150	100.0	109.7
	繰越分		0	-	-	0		-
	合計		14,316,900	100.0	103.4	15,699,150	100.0	109.7
都市計画税	現年分		1,420,572,404	99.7	102.5	1,454,124,609	99.6	102.4
	繰越分		7,223,627	41.0	217.3	3,286,666	23.0	45.5
	合計		1,427,796,031	99.0	102.8	1,457,411,275	98.9	102.1
総計	現年分		31,815,683,154	99.6	100.8	31,883,779,996	99.5	100.2
	繰越分		124,504,883	37.7	151.6	89,859,796	28.3	72.2
	合計		31,940,188,037	99.0	101.0	31,973,639,792	98.8	100.1

(4) 歳入に占める市税割合

(単位：千円)

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会計	118,726,316	113,882,767	115,055,223	118,510,118
市 税	31,073,231	31,634,122	31,940,188	31,973,640
割 合 (%)	26.2	27.8	27.8	27.0

(5) 原動機付自転車・軽自動車保有台数

(単位：台)
(各年4月1日現在)

種 别	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
総 数	103,157	103,679	104,467	104,679	104,824
原動機付車	50cc 以 下	7,239	6,923	6,652	6,340
	50ccを超え90cc以下	829	854	852	839
	90cc を超えるもの	1,645	1,743	1,829	1,942
	小 計	9,713	9,520	9,333	9,121
軽自動車	2輪のもの	2,240	2,355	2,417	2,503
	3輪のもの	6	7	7	6
	4輪乗用	63,854	64,414	64,979	65,250
	4輪貨物	17,842	17,739	17,868	17,896
	小 計	83,942	84,515	85,271	85,655
小型特殊車	農耕作業用	5,546	5,521	5,526	5,506
	その他の	696	714	769	783
	小 計	6,242	6,235	6,295	6,289
2輪の小型自動車	3,260	3,409	3,568	3,614	3,681

9 交通安全・防犯

(1) 交通安全対策

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

○ 交通事故発生状況

令和4年			令和5年			令和6年		
発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者
1,085	6	1,363	1,138	4	1,415	963	2	1,249

○ 主な取組内容

- ① 幼稚園、保育園等及び小中学校向けの交通安全教室の実施
- ② スケアード・ストレート方式交通安全教室の実施（中学校向け、毎年1校）
- ③ 事業者、地域の高齢者等向けの出前講座の実施
- ④ 駅周辺での自転車街頭指導の実施
- ⑤ 商業施設等での街頭キャンペーンの実施
- ⑥ 市営バス車体広告での啓発
- ⑦ 高齢者交通安全教育グラウンド・ゴルフ大会の実施
- ⑧ 交通安全指導員による朝の立哨・児童見守り活動 等

(2) 交通災害共済制度

交通事故による災害の財政的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るため、佐賀県市町総合事務組合が運営主体となり実施する事業。

① 制度のあらまし

- 市民であれば、だれでも年額一人500円の掛金で加入できる。
- 共済期間は4月1日から翌年3月31日まで。4月1日以降の加入の場合、共済期間は手続き完了日の翌日からとなる。翌年度分の受付けは、2月上旬から開始する。

② 災害見舞金表

区分	災害の程度	見舞金額
交通事故証明書有り	死亡	100万円
	自賠法施行令別表第1及び別表第2の第1級に該当する後遺障害	100万円
	入院・通院実日数150日以上	10万円
	〃 100日以上	5万円
	〃 50日以上	3万5千円
	〃 25日以上	2万5千円
	〃 10日以上	1万5千円
現認書のみ	〃 25日以上	2万円
	〃 10日以上	1万2千円

ア 対象となる交通事故

国内で一般交通の用に供する道路、公共駐車場、鉄道、定期航路等における、自転車、バイク、自動車、電車、定期旅客船、フェリー、旅客航空機等の走行（運行）中の交通事故による人身事故。または、歩行中のこれらの交通乗用具との衝突。

イ 対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。

私有地、公園、広場、河川敷等の一般に通行できない場所での事故。

③ 佐賀県市町交通災害共済制度の加入実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
加入者数(人)	3,123	2,135	1,863
年掛け金(円)	500	500	500
掛け金(保険料)合計(円)	1,561,500	1,067,500	931,500
加入率(%)	1.4	0.9	0.8

(3) 生活安全対策

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

① 生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

② 佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会（委員20名以内）を設置し、市民の生活安全の確保を推進するための対策などについて協議、意見する。（年間1回開催予定）

(4) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための事業。

① 佐賀市犯罪被害者等支援条例の制定、施行

生活安全課に総合相談窓口を設置し、犯罪被害者等の支援については、府内関係各課及び県、県警察、NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀V O I S S等の関係機関と連携を図りながら、状況に応じた適切な支援を行う。

② 見舞金の支給

犯罪被害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金として見舞金を支給する。

名称	遺族見舞金	傷害見舞金
金額	30万円	10万円
対象	被害者遺族	全治1ヶ月以上の重傷病を負った被害者本人

(5) 防犯対策

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を減少させるための事業。

○ 犯罪発生状況

(単位：件)

令和4年			令和5年			令和6年		
窃盗犯	その他 刑法犯	計	窃盗犯	その他 刑法犯	計	窃盗犯	その他 刑法犯	計
631	314	945	824	413	1,237	882	456	1,338

(6) 防犯灯対策

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、自治会等が設置、管理する防犯灯に係る負担軽減を図る事業。令和6年度から助成上限額と補助率の見直しを行った。

① 防犯灯設置助成金制度の内容

助成金の区分		助成対象経費	助成限度額
設置費	新規設置	新たに電柱等に設置	1灯当たり設置に要した経費の2分の1
	新規設置	新たに灯柱を立てて設置	1基当たり設置に要した経費の2分の1
補修費	補修	灯柱を取り替える場合	1基当たり補修に要した経費の2分の1
	補修	防犯灯の照明部分を補修する場合	1灯当たり補修に要した経費の2分の1

② 防犯灯助成の実績

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
件助成数	新設灯数	133灯	83灯	78灯
	補修灯数	54灯	47灯	82灯
助成金額		964,600円	646,100円	1,497,394円

(7) 防犯カメラ対策

市民の安全で安心な生活環境を実現するため、佐賀駅・バスセンター周辺、エスプラツ外周壁及び繁華街の街頭等に設置した防犯カメラの維持管理事業。犯罪等が発生した場合、必要に応じて警察へ映像を提供している。

○ 設置台数及び画像データ提供状況

設置場所	設置台数 (台)	捜査対応画像データ提供件数（件）		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
佐賀駅・バスセンター周辺	20	20	30	23
エスプラツ	12	11	17	34
街頭等	6	—	0	6
合計	38	31	47	63

10 消費生活

(1) 消費者啓発

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

① 消費生活フェアの開催

消費者が安全安心で心豊かに暮らすための知識や情報を発信し、自主的・主体的に行動できるような消費者啓発の場を提供する。

② 消費者月間記念事業の実施

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、啓発キャンペーン等を実施する。

③ 楽しいくらしの講座の開催

児童やその保護者を対象に金銭教育や食の在り方などについての講座を開催し、消費生活に係る価値判断や意思決定能力を育む機会を提供する。

④ 消費生活サポーターの育成

地域で、自主的な見守りや啓発を行い、消費者被害の未然防止、拡大防止等に資する消費生活サポーターを育成する。養成講座、啓発講座や情報提供を実施する。

⑤ 地域連携型佐賀大学公開講座の開催

佐賀大学と連携し、一般市民を対象に消費生活に係る情報を提供する講座を開催する。

⑥ 出前講座の開催

各種団体、グループ等からの要請により講師の派遣を行い、地域で消費者被害防止などについて出前講座を開催する。

○ 出前講座開催件数と参加人数

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開 催 件 数	20 件	22 件	17 件
参 加 人 数	442 人	513 人	477 人

⑦ その他一般的啓発

複雑多様化する消費者問題に対応するための情報を、市報・市ホームページなどに掲載するほか、市営バス車内広告の掲載や福祉の関係機関にチラシやパンフレットの配布を実施する。

また、小中学校、大学等にパンフレットを提供し、若年者の教育に寄与する。

(2) 消費者保護

① 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、佐賀市消費生活センターに配置する消費生活相談員が、解決のための助言及びあっせんを行う。

ア 相談窓口

相 談 窓 口	相 談 日 時	電 話 番 号
佐賀市消費生活センター	月～金曜日 (祝日除く) 9：00～16：00	40-7087 (佐賀市消費生 活センター)
各支所	※事前予約制 (佐賀市消費生活センターへ電話 予約し、相談日時調整)	

イ 消費生活相談件数

年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度
相 談 件 数	1,333 件	1,362 件	1,444 件

ウ 消費生活相談内容（令和6年度、上位10位）

順 位	内 容	件 数 (%)
1	化粧品	104 (7.2%)
2	融資サービス	85 (5.9%)
3	健康食品	77 (5.3%)
4	インターネット回線契約	70 (4.8%)
5	不動産賃貸借	58 (4.0%)
6	役務その他（申請代行等）	56 (3.9%)
7	戸建住宅（リフォーム工事）	52 (3.6%)
8	移動通信サービス（携帯）	50 (3.5%)
9	空調・冷暖房・給湯設備	42 (2.9%)
10	自動車	28 (1.9%)

② 無料法律相談会の実施

佐賀県弁護士会（消費者問題委員会）に所属の弁護士による、昼間に月4回、夜間に月1回の無料法律相談を実施

③ 消費生活関連法の立入検査

- ア 消費生活用製品安全法による立入検査
- イ 家庭用品品質表示法による立入検査
- ウ 電気用品安全法による立入検査
- エ ガス事業法に基づく立入検査
- オ 液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

(3) 計量事務

計量法に基づく適正な計量の実施を確保し、一般消費者の利益と安全を図るため、事業者を対象とした特定計量器の定期検査や立入検査及び一般消費者を対象とした計量啓発事業を行う。

① 特定計量器の定期検査

取引・証明のために用いられる特定計量器の定期検査（2年ごと）が義務付けられている。佐賀市では旧市内と旧町村に分け、毎年交互に検査を実施している。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実 施 区 域	旧町村	旧市内	旧町村	旧市内
受 檢 数	579 件	671 件	544 件	765 件
計 量 器 数	942 台	1,707 台	914 台	1,779 台

② 商品量目立入検査

大規模小売店舗において計量販売されている商品の内容量が正しく計量されているかを検査する。

年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
店 舗 数	20 店舗	19 店舗	24 店舗
検 查 個 数	572 個	582 個	805 個

③ その他の立入検査・調査

上記以外の特定計量器に関する調査や立入検査を実施する。

④ 計量啓発事業

一般市民に対して、佐賀県計量協会の協力などにより、計量行政に関する理解と適正計量への関心を高める。

1 1 人権・同和政策

(1) 同和行政推進機関

- ① 佐賀市同和対策推進委員会（33名程度）
委員長 市民生活部を担当する副市長
副委員長 市民生活部長
委員 各部長、市長事務部局の部副部長、各支所長、委員長が指名する者
幹事 職員のうちから委員長が任命
目的 同和対策事業に関する重要事項の調査・審議

- ② 佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会（15名以内）

会長 1名
副会長 1名
委員 13名以内
目的 人権・同和問題に関する重要事項の調査・審議

※ 委員は、学識経験を有する者及び各種団体から推薦を受けた者から市長が委嘱

(2) 隣保館

- ① 隣保館の設置目的

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニケーションセンターとして、地域住民に対して生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上を図ることを目的とする。

- ② 名称 佐賀市隣保館

着工 昭和 61 年 10 月 24 日
完成 昭和 62 年 3 月 16 日
開館 昭和 62 年 4 月 1 日
所在地 佐賀市多布施三丁目 16 番 10 号
構造 鉄骨 2 階建
建物 延床面積 340 平方メートル
内容 1 階 事務室 調理実習室 児童研修室
2 階 保健相談室 和室（教養娯楽室） 大会議室

- ③ 隣保館の組織及び職員構成

ア 組織

市民生活部---人権・同和政策課---隣保館

イ 職員構成

館長 1 名
職員 3 名

④ 事業

ア 各種相談事業

i 生活相談

地域住民の生活上の各種相談を受け、適切な助言と指導を行い、関係機関と十分な連携を取り合って、生活の安定と向上を図る。

ii 健康相談

地域住民の健康上の相談を受け、関係機関と十分な連携をとりあって、適切な助言と指導を行い、健康維持、増進を図る。

iii 福祉相談

生活困窮者、身体障がい者、高齢者、母子、父子家庭の生活向上と安定のため各関係課と十分に連携をとりあって指導助言を行う。

iv その他の相談

青少年健全育成、教育問題、住宅問題、人権、職業等にかかわる相談を受け、関係機関と十分に連携をとりあって指導助言を行い、地域住民の生活の向上を図る。

イ 啓発活動

i 憲法の理念である人権尊重の立場から、人権擁護思想の普及及び高揚に努める。

ii 学習会、各種教室の開催

成人解放学習会 識字学級 書道教室 茶道教室 音楽サロン等

⑤ 佐賀市隣保館運営審議会

委 員 10名以内

任 務 隣保館に関する重要事項の調査審議

※ 委員は、各種団体代表者等から市長が委嘱

(3) 人権・同和教育及び啓発

① 社会人権・同和教育の推進

人権・同和問題について、市民の人権意識の高揚を図るため、生涯を通した人権・同和教育を進め、すべての市民の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きる「共生社会の実現」を目指す。

ア 人権・同和問題研修会等の開催

人権ふれあい学級、同和問題講演会、人権ふれあい講演会等を開催し、市民が様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権について考える機会を提供する。

イ 人権・同和教育推進体制の充実

地域社会人権・同和教育推進協議会と協力し、推進体制の充実や人権啓発推進リーダーの育成を図る。

ウ 人権・同和教育機会の拡充

人権・同和問題にかかる講師の派遣や研修教材の提供等を行い、地域や企業等で実施される同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図る。

エ 教育集会所等の機能充実

地域住民の生活の改善・安定と福祉の向上を図るため、相談事業の充実・強化等、必要な施策を実施するとともに、地域のコミュニティセンターとして、教育集会所等の機能の充実を図る。

② 啓発活動の推進

人権・同和問題に対する正しい認識と理解をいっそう深めるため、啓発活動を推進していく。

ア 広報誌等による啓発

市報やホームページに、人権・同和問題の記事や身近な人権問題を題材にした人権コラムを掲載する。また、メディアを活用した啓発もあわせて行う。

イ 街頭キャンペーンによる啓発

関係機関と連携して啓発チラシやグッズを配布し、市民の人権・同和問題に対する関心を深めるとともに、人権相談窓口の周知を行う。

ウ 教育・啓発に係る調査・研究

各種研修会等の参加者へアンケートや市民意識調査を行い、市民の人権・同和問題に関する意識と実態を把握し、今後の人権施策の効果的な推進を図る。